

平成23年12月28日

有償運送許可一括申請事業者各位

社団法人新潟県自動車整備振興会

車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可証
の交付について

先般、当会では「車積載車による事故車等の排除業務に係る有償運送許可のための研修会」を開催し、受講された各事業者（当会会員であって日整連名での一括申請を希望された事業者）の有償運送許可申請を取りまとめ新潟運輸支局に対し、許可申請を行っていましたが、この度、下記の一部の車両を除き12月27日に有償運送許可証が交付されました。（許可日は平成23年12月22日付け）

つきましては、本許可証を当会本部、支所、分室でお引き取り下さいますようお願い申し上げます。

なお、支所、分室での引き取りは送付の関係上、1月4日以降となりますのでご了承下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 許可されていない車両について

- 1) 申請時点で車積載車の自動車検査証が有効でなかったもの
- 2) 任意保険加入者が申請者と同一でないもの
- 3) 任意保険契約期間が満了しているもの
- 4) 任意保険契約書の車両使用目的が「レジャー」等になっているもの

以上の車両については、各事業者に対し問い合わせを行い、書類の差し替え等完了後再度、申請を行います。

2. 任意保険が全国共済農業協同組合連合会（JA共済）の共済契約の車両について

任意保険が全国共済農業協同組合連合会（JA共済）の共済契約で「営業類似行為有無欄」が「自家用自動車の場合で対価を得て運送をすること」の欄が「無」となっている車両につきましては、有償運送を行った場合の損害に対し損害賠償金が支払われない

のではないかとの疑義があり、当会より全国共済農業協同組合連合会に問い合わせをしたところ「契約内容の変更が必要であり、変更されない場合の損害には損害賠償金が支払われない」との回答があり、この度の有償運送許可の要件に適合しないことが判明をいたしました。

つきましては、これに該当する共済契約の事業者に対し、共済契約内容の変更等の対応の可否等について、お問い合わせいたしますのでお含み置き下さいますようお願いいたします。